

ヘルパーステーションI.C（居宅介護・重度訪問介護）運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社Individuality Careが設置するヘルパーステーションI.C（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業、指定居宅介護（居宅介護、重度訪問介護）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、障害者・児（以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業においては、利用者の状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

4 市町村、障害福祉支援事業者、地域包括支援センター、他の指定障害福祉サービスの事業者、介護サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 指定居宅介護等の提供にあたっては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年県条例第62号・県規則第10号）のほか関係法令等を遵守し、指定居宅介護等を実施するものとする。

7 事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、市町村、障害福祉支援事業者、指定相談支援事業者等へ情報の提供を行うものとする。

（事業の運営）

第3条 事業の提供に当たっては、事業所の従業員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 ヘルパーステーションI.C
- （2）所在地 大分県豊後大野市三重町芦刈1464番地

（従業員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所における従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤職員）

従業員および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業員に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- （2）サービス提供責任者 1名以上（うち常勤1名以上）

① 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定居宅介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画（指定居宅介護にあつては「居宅介護計画」、指定重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画」という。）に記載した書面を作成し、利用者及びその家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画書又は重度訪問介護計画書を交付する。

② 指定居宅介護の利用の申込みに係る調整をすること。

③ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

④ 居宅介護支援事業者等に対し、指定居宅介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

⑤ サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。

⑥ 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

⑦ 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

⑧ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。

⑨ 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

⑩ その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

- （3）訪問介護員 13名（うち常勤換算2.5名以上）

ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。

訪問介護員は、指定居宅介護にあつては「居宅介護計画書」、指定重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画書」に基づき指定居宅介護、指定重度訪問介護の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から日曜日までとする。

ただし年末年始12月30日から1月3日までを除く。

- （2）営業時間 午前8時から午後18時までとする。

- （3）サービス提供時間 午前7時から午後19時までとする。

- （4）上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定居宅介護・重度訪問介護事業の内容）

第7条 事業所で行う指定居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

- （1）居宅介護計画等の作成
- （2）身体介護に関する内容

ア 食事の介護

イ 排せつの介護

ウ 衣類着脱の介護

エ 入浴の介護

オ 身体の清拭、洗髪

カ 通院介助（（3）の事業として実施する通院等のための乗車又は降車の介助を除く。）

キ その他必要な身体の介護

（3）家事援助に関する内容

ア 調理

イ 衣類の洗濯、補修

ウ 住居等の掃除、整理整頓

エ 生活必需品の買い物

オ 関係機関との連絡

カ その他必要な家事

（5）重度訪問介護に関する内容

入浴、排せつ、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助

（6）前各号に掲げる便宜に附帯する便宜（2）から（5）に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

（指定居宅介護等を提供する主たる対象者）

第8条 指定居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

（1）身体障害者・児

（2）難病等対象者

（3）精神障害者・児

（4）知的障害者・児

2 指定重度訪問介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

（1）身体障害者・児

（2）難病等対象者

（指定居宅介護・重度訪問介護事業の利用料等）

第9条 指定居宅介護等を提供した際には、利用者から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額に90分の100を乗じて得た額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定居宅介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

5 第1項から第2項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の指定居宅介護・指定重度訪問介護事業の実施地域は、事業所より片道30分以内の豊後大野市、竹田市、臼杵市、佐伯市、大分市の区域とする。

（衛生管理等）

第11条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（緊急時等における対応方法）

第12条 従業者は、事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。

4 事業所は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

第13条 事業所は、事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護に関し、法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定居宅介護に関し、法の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、提供した指定居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

5 提供した指定居宅介護等に関し、法の規定により市町村が、また、法の規定により大分県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者及びその家族からの苦情に関して市町村又は大分県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は大分県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

6 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報保護）

第14条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービス、障害福祉サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

3 職員は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。

4 職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

（虐待防止に関する事項）

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

（2）虐待防止のための指針の整備

（3）虐待を防止するための定期的な研修の実施

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（5）成年後見制度の利用支援

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

3 事業所は、事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

（ハラスメント対策について）

第16条

利用者及びその家族が事業所の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止とする。

（身体拘束に関する事項）

第17条 利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。

2 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととする。

（業務継続計画の策定等）

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携等）

第19条 事業所は、指定居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定居宅介護の提供を行うよう努めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第20条 事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1）採用時研修 採用後1か月以内

（2）虐待防止に関する研修 年1回

（3）権利擁護に関する研修 年1回

（4）認知症ケアに関する研修 年1回

（5）介護予防に関する研修 年1回

（6）BCP（災害・感染）に関する研修 年2回

（7）身体拘束に関する研修 年1回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する事業の提供をさせないものとする。

5 事業者は、居宅サービス計画（介護予防サービス計画等）の作成又は変更に関し、居宅介護支援事業所の障害支援専門員等又は居宅介護被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行わないものとする。

6 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

7 事業所は、事業に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

8 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社Individuality Careと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和8年2月1日から施行する。